

○学校法人東海大学内部監査規程

(制定 2007年4月1日)

改訂	2009年4月1日	2012年4月1日
	2014年10月1日	2022年4月1日
	2025年4月1日	

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人東海大学（以下「この法人」という。）における内部監査を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を定める。

(内部監査の目的)

第2条 内部監査は、この法人の管理運営における公正性かつ効率性を確保するために行い、もってこの法人の発展及び社会からの信頼の保持に資することを目的とする。

(内部監査の対象)

第3条 内部監査の対象範囲は、次の各号に掲げる内容を含み、原則として、この法人の全ての業務活動とする。

- (1) 業務監査
- (2) 財務監査
- (3) コンピュータシステム監査

(内部監査の種類)

第4条 内部監査は、定期内部監査と臨時内部監査の二種に区分する。

(監査室の設置)

第5条 内部監査に関する業務を行うため、理事長直属の監査室を置く。

(監査室の構成)

第6条 監査室に室長及び職員若干名を置く。

(監査担当者)

第7条 監査室長及び監査室の職員は、監査担当者となり、内部監査を行う。

(公的研究費の取扱)

第7条の2 公的研究費については、監査室の構成員以外にも、各機関の公的研究費に係る最高管理責任者が指名した者を監査担当者に委嘱し、内部監査を行う。なお、内部監査を行う際には、外部の専門家の助言を受ける場合がある。

(特別監査人)

第8条 理事長は、内部監査の実施上特に必要がある場合は、監査室の職員以外の者を特別監査人に指名することができる。

(内部監査計画)

第9条 監査室長は、毎年度、内部監査計画を立案し、学校法人東海大学寄附行為施行細則（以下「寄附行為施行細則」という。）第8条に定める手続により、承認を得なければならない。

(内部監査の通知)

第10条 監査室長は、定期内部監査の実施にあたり被監査部門に実施の時期及び監査事項について事前に通知するものとする。

(臨時監査)

第11条 監査室長は、臨時内部監査の実施が決定した場合は、被監査部門の長にその旨を通知する。ただし、緊急の場合又は監査内容に応じて、事前の通知をせずに臨時内部監査を行うことができる。

(内部監査の方法)

第12条 内部監査は、原則として、被監査部門において、関係資料、帳簿等の確認・照合又は被監査部門の長等への質疑により行う。

(監査担当者の権限)

第13条 監査担当者は、被監査部門に対し、内部監査を実施するうえで必要な関係書類の提出及び事実関係の説明等を求めることができる。

(被監査部門の責務)

第14条 被監査部門の長及び関係者は、監査担当者から監査実施上必要な協力を求められたときは、正当な理由がない限り、これに協力しなければならない。

(監査担当者の責務)

第15条 監査担当者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事実に基づいて内部監査を実施し、その結果についての判断及び意見の表明を行う場合は、常に公正かつ不偏でなければならない。
- (2) 被監査部門の立場を理解し、被監査部門の日常業務の遂行を著しく阻害しないように努めなければならない。
- (3) 業務上知り得た事項を他に漏洩したり、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (4) 被監査部門の業務に関し、直接指示を行ってはならない。

(内部監査調書)

第16条 監査担当者は、実施した内部監査の内容、結果、その他必要な事項を記録した内部監査調書を作成、保存する。

(内部監査結果の報告)

第17条 監査室長は、内部監査終了後、内部監査調書等に基づく報告書を作成し、寄附行為施行細則第8条に定める手続により、提出しなければならない。

(内部監査報告書等の保存)

第18条 内部監査に係る調書及び報告書等の保存期間は、学校法人東海大学文書管理規程の定めによる。

(改善等の指示)

第19条 理事長は、内部監査報告書等により指摘、勧告等を受けたときは、その対応について監査室長と協議し、改善等が必要であると判断された場合には、監査室長を通じて、当該部門の長にこれを指示する。

(内部監査の事後検証)

第20条 監査室長は、理事長より業務改善等の指示が出された場合には、当該改善等の実施の有無及びその経過について当該部門の長に報告を求め、必要と認められる場合には、実施状況を調査する。

(他の監査との連携)

第21条 監査室長は、監事が行う監査を支援するほか、会計監査人が行う監査の実施に関し、協力を求められたときは、その求めに応じるものとし、かつ、監事、会計監査人と常に情報交換する等、連携を密にしなければならない。

(監事に対する内部監査報告書の提出)

第22条 監査室長は、第17条に定める手続が完了した内部監査報告書を監事に提出するものとする。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、理事会（常勤）の議を経て行う。

(内部監査実施に関する必要事項等)

第24条 内部監査を実施するために必要な事項等については、別に定める。

付 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

付 則（2025年4月1日）

- 1 この規程は、2025年4月1日から施行する。
- 2 この規程における「理事会（常勤）」は、2025年度定時評議員会終結時までは、「常務理事会」と読み替えるものとする。
- 3 会計監査人に関する規定は、会計監査人との契約開始後より適用し、契約開始の時までは、従前の例による。